

前金	部分払	
有	一回	

令和7年度営生学補第10号

修成地区放課後児童クラブ機械設備工事

工事場所	津市 修成町 地内
工 期	契約締結日から起算して240日間
工事概要	新築 鉄骨造 2階建 延面積271㎡ ※上記に係る機械設備工事 一式

部長	部次長	参事	営繕課長	建築営繕担当主幹 検算者	建築営繕担当 照査責任者	担当	設計者
/	/			設備担当 検算者	設備担当 照査責任者	担当	設計者

名 称	数 量	単位	金 額	備 考
直接工事費				
機械設備	1	式		
計				
共通費				
共通仮設費	1	式		
現場管理費	1	式		
一般管理費等	1	式		
計				
工事価格	1	式		
消費税等相当額	1	式		
工事費	1	式		

[illegible]

機械設備					
科 目 名 称	中 科 目 名 称	数 量	単位	金 額	備 考
空調設備		1	式		
計					
換気設備		1	式		
計					
衛生器具設備		1	式		
計					
給水設備	屋外給水設備	1	式		
給水設備	屋内給水設備	1	式		
計					
排水設備	屋外排水設備	1	式		
排水設備	屋内排水設備	1	式		
計					
給湯設備		1	式		
計					
ガス設備	液化石油ガス設備	1	式		
計					

機械設備		空調設備				
名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
PAC-1 空冷ヒートポンプ式 パッケージエアコン	天井4方向 同時ツイン 冷房：25.0kW 暖房：28.0kW 標準パネル、ワイヤードリモコン、他付属品一式	2	組			
冷媒用 断熱材被覆銅管	9.52外径（3/8B）液管 厚10mm以上	15	m			
冷媒用 断熱材被覆銅管	12.7 外径（1/2B）液管 厚10mm以上	21	m			
冷媒用 断熱材被覆銅管	15.88外径（5/8B）ガス管 厚20mm以上	15	m			
冷媒用 断熱材被覆銅管	25.4 外径（1 B）ガス管 厚20mm以上	21	m			
排水・硬質ポリ塩化ビニル管 (VP)	屋内一般 25A	18	m			
排水・硬質ポリ塩化ビニル管 (VP)	屋内一般 30A	3	m			
排水・硬質ポリ塩化ビニル管 (VP)	屋内一般 100A	1	m			
カラー硬質ポリ塩化ビニル管 (VP)	屋内一般 50A	7	m			
600Vポリエチレン絶縁 耐燃性ポリエチレンシース ケーブル平形 EM-EEF	2.0mm ² - 3C ビット・天井	36	m			
EM-CEE-Sケーブル	1.25mm ² - 2C ビット・天井	23	m			
EM-CEE-Sケーブル	1.25mm ² - 2C FEP内 (PF・CD)	3	m			
合成樹脂製可とう 電線管 (PF単層)	隠ぺい・埋込配管 16mm	3	m			
スイッチボックス	ワイヤードリモコン用	1	式			
保温工事		1	式			別紙 00-0001
掘方埋戻し		1	式			別紙 00-0002
計						

機械設備		換気設備				
名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
VF-1 天井換気扇	φ 200×500m3/h×30Pa SUS製深形フードカバー付,他一式	4	台			
VF-2 天井換気扇	φ 100×100m3/h×30Pa SUS製深形フードカバー付,他一式	1	台			
VF-3 天井換気扇	φ 100×70m3/h×20Pa SUS製深形フードカバー付,他一式	1	台			
VF-4 天井換気扇	φ 100×70m3/h×30Pa SUS製深形フードカバー付,他一式	1	台			
VF-5 天井換気扇	φ 100×70m3/h×20Pa SUS製深形フードカバー付,他一式	1	台			
VF-6 天井換気扇	φ 150×520m3/h×50Pa SUS製深形フードカバー付,他一式	1	台			
CF-1 サイクル扇	φ 400	12	台			
サイクル扇2台運転用 速度調節器		4	個			
サイクル扇1台運転用 速度調節器		4	個			
OA-1 給気グリル	φ 200 SUS製深形フード防虫網付,他一式	7	台			
SUS製深型フード	φ 150 カバー付き	2	個			
スパイラルダクト (低圧ダクト)	インサート有 100mm	6	m			
スパイラルダクト (低圧ダクト)	インサート有 150mm	3	m			
スパイラルダクト (低圧ダクト)	インサート有 200mm	7	m			
保温工事		1	式			別紙 00-0003
計						

機械設備		衛生器具設備				
名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
洋風便器	CFS498BC, TCF5534AU, 他一式 YH702 (紙巻器) 同等品	3	組			
洋風便器	CFS498BC, TCF5534AUPR, 他一式 YH702 (紙巻器) 同等品	1	組			
背もたれ	EW283CR, 他一式 同等品	1	組			
L形手すり	T112CL9, 他一式 同等品	4	台			
跳ね上げ手すり	T112HK7R, 他一式 同等品	1	台			
洗面器	L270C, TLE33SB3A (自動水栓) TLDP2201JA, 他一式 同等品	1	台			
手洗器	LSE570APS, 他一式 同等品	3	台			
化粧鏡	YM4510FA, 他一式 同等品	1	枚			
化粧鏡	YM4560F, 他一式 同等品	3	枚			
混合水栓	TKS05310J 同等品	6	個			
胴長ホーム水栓	T200BSQ13C 同等品	6	個			
胴長横水栓	T23BQ13C 同等品	2	個			
シャワー水栓	TBV03445J1 同等品	1	個			
洗濯機用水栓	TW11R 同等品	1	個			
キー式横水栓	T28AKUH13 同等品	1	個			
水栓柱	アミ製 H=1200	1	組			
計						

機械設備						
機械設備		給水設備		屋外給水設備		
名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
給水・耐衝撃性 ポリ塩ビ管(HIVP)	地中配管 20A	20	m			
給水・耐衝撃性 ポリ塩ビ管(HIVP)	地中配管 25A	5	m			
給水・耐衝撃性 ポリ塩ビ管(HIVP)	地中配管 30A	12	m			
給水・耐衝撃性 ポリ塩ビ管(HIVP)	地中配管 40A	111	m			
青銅仕切弁	10K(ねじ) 20A	2	個			
青銅仕切弁	10K(ねじ) 32A	2	個			
青銅仕切弁	10K(ねじ) 40A	1	個			
弁柵	機 械 VC-1(550H)	1	組			
弁柵	機 械 VC-P(550H)	4	組			
掘方埋戻し		1	式			別紙 00-0004
アスファルト舗装撤去復旧	カッター入れ共	1	式			別紙 00-0005
土間コンクリート撤去復旧	カッター入れ共	1	式			別紙 00-0006
埋設標示費	テープ, ビン	1	式			別紙 00-0007
給水管引込工事	水道本管～量水器 サドル分水栓、伸縮止水栓、量水器柵 AS舗装撤去復旧共	1	式			別紙 00-0008
発生材運搬費	積込共 排水設備分含む	1	式			別紙 00-0009
発生材処分	排水設備分含む	1	式			別紙 00-0010
計						

機械設備		給水設備		屋内給水設備		
名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
給水・塩ビライニング鋼管 (SGP-VB)	ねじ接合 屋内一般 20A	7	m			
給水・塩ビライニング鋼管 (SGP-VB)	ねじ接合 機械室・便所 20A	14	m			
給水・塩ビライニング鋼管 (SGP-VB)	ねじ接合 機械室・便所 25A	1	m			
給水・塩ビライニング鋼管 (SGP-VB)	ねじ接合 屋内一般 32A	8	m			
給水・塩ビライニング鋼管 (SGP-VB)	ねじ接合 機械室・便所 32A	4	m			
給水・塩ビライニング鋼管 (SGP-VD)	ねじ接合 屋内一般 20A	22	m			
給水・塩ビライニング鋼管 (SGP-VD)	ねじ接合 屋内一般 25A	2	m			
給水・塩ビライニング鋼管 (SGP-VD)	ねじ接合 屋内一般 32A	3	m			
給水・塩ビライニング鋼管 (SGP-VD)	ねじ接合 機械室・便所 32A	2	m			
仕切弁 (管端防食コア)	10K(ねじ・給水用) 20A	2	個			
ボール弁 (管端防食コア)	10K(ねじ・給水用) 15A	3	個			
ボール弁 (管端防食コア)	10K(ねじ・給水用) 32A	1	個			
フレキシブルジョイント	ヘーローズ形 20A	2	個			
保温工事		1	式			別紙 00-0011
掘方埋戻し		1	式			別紙 00-0012
スリープ工事費		1	式			別紙 00-0013
計						

機械設備						
機械設備		排水設備		屋外排水設備		
名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
排水・硬質ポリ塩化ビニル管 (VP)	地中配管 50A	7	m			
排水・硬質ポリ塩化ビニル管 (VP)	地中配管 75A	3	m			
排水・硬質ポリ塩化ビニル管 (VP)	地中配管 100A	105	m			
1. 小口径汚水樹	100-200-90L 300H 塩ビ蓋	1	組			
2. 小口径汚水樹	100-200-90Y 340H 塩ビ蓋	1	組			
3. 小口径汚水樹	100-200-45L 415H 塩ビ蓋	1	組			
4. 小口径汚水樹	100-200-45Y 505H 塩ビ蓋	1	組			
5. 小口径汚水樹	100-200-90Y 515H 塩ビ蓋	1	組			
6. 小口径汚水樹	100-200-90L 570H 塩ビ蓋	1	組			
7. 小口径汚水樹	100-200-90Y 585H 塩ビ蓋	1	組			
8. 小口径汚水樹	100-200-90L 725H 塩ビ蓋	1	組			
9. 小口径汚水樹	100-200-ST 875H 塩ビ蓋	1	組			
10. 小口径汚水樹	100-200-45Y 1025H 塩ビ蓋	1	組			
11. 小口径汚水樹	100-200-45Y 1075H 塩ビ蓋	1	組			
21. 小口径汚水樹	100-200-UTK 460H 塩ビ蓋	1	組			
(1)小口径雨水樹	100-200-90L 300H 塩ビ蓋	1	組			
(2)小口径雨水樹	100-200-90Y 360H 塩ビ蓋	1	組			
(3)小口径雨水樹	100-200-90Y 370H 塩ビ蓋	1	組			
(4)小口径雨水樹	100-200-45L 435H 塩ビ蓋	1	組			
(5)小口径雨水樹	100-200-45L 475H 塩ビ蓋	1	組			

津市建設部営繕課

機械設備		排水設備		屋内排水設備		
名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
排水・硬質ポリ塩化ビニル管 (VP)	機械室・便所 40A	4	m			
排水・硬質ポリ塩化ビニル管 (VP)	屋内一般 50A	10	m			
排水・硬質ポリ塩化ビニル管 (VP)	機械室・便所 75A	5	m			
排水・硬質ポリ塩化ビニル管 (VP)	機械室・便所 100A	8	m			
通気・硬質ポリ塩化ビニル管 (VP)	機械室・便所 50A	8	m			
排水・硬質ポリ塩化ビニル耐火二層管 (VP)	機械室・便所 40A	4	m			
排水・硬質ポリ塩化ビニル耐火二層管 (VP)	屋内一般 50A	20	m			
排水・硬質ポリ塩化ビニル耐火二層管 (VP)	機械室・便所 50A	2	m			
排水・硬質ポリ塩化ビニル耐火二層管 (VP)	機械室・便所 75A	1	m			
排水・硬質ポリ塩化ビニル耐火二層管 (VP)	機械室・便所 100A	11	m			
通気・硬質ポリ塩化ビニル耐火二層管 (VP)	屋内一般 50A	4	m			
通気・硬質ポリ塩化ビニル耐火二層管 (VP)	機械室・便所 50A	7	m			
床上掃除口 (非防水形)	COA 50A	3	個			
床上掃除口 (非防水形)	COA 100A	5	個			
洗濯機用トラップ	非防水形	1	個			
排水通気金物	アルミ製 露出型 50A	3	個			
掘方埋戻し		1	式			別紙 00-0016
スリーブ工事費		1	式			別紙 00-0017
計						

津市建設部営繕課

津市建設部営繕課

津市建設部營繕課

津市建設部營繕課

機械設備		給水設備		屋外給水設備		
名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
掘方埋戻し		1	式			別紙 00-0004
根切り(機械)	バックホウ 0.13m3 排出ガス対策型 油圧式クローラ型	34	m3			
山砂		20	m3			
埋戻し	機 械 バックホウ 0.13m3 排出ガス対策型 油圧式クローラ型	14	m3			
残土処分	運搬費共	20	m3			
計						
アスファルト舗装撤去復旧	カッター入れ共	1	式			別紙 00-0005
アスファルト舗装	A-5-20 再生密粒 再生クラッシュラン 特に狭い場所 人力	6.8	m ²			
カッター入れ	アスファルト面	28	m			
アスファルト舗装撤去	集積共	0.3	m3			
計						
土間コンクリート撤去復旧	カッター入れ共	1	式			別紙 00-0006
土間コンクリート	車道C-15-15(溶接金網共) 特に狭い場所 人力 路盤材共 再生クラッシュラン	0.9	m ²			
カッター入れ	コンクリート面	3.6	m			
コンクリート撤去	鉄筋切断共 コンクリートブレイカ 集積共	0.1	m3			
計						

機械設備						
機械設備		給水設備		屋外給水設備		
名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
給水管引込工事	水道本管～量水器 サドル分水栓、伸縮止水栓、量水器樹 AS舗装撤去復旧共	1	式			別紙 00-0008
水道用ポリエチレン管	軟質管・金属製継手接合 地中配管 40A	5	m			
サドル付分水栓	75A×40A	1	個			
メーター直結伸縮止水弁	40A 開閉防止形	1	個			
量水器樹	機 械 MC-2(450H)	1	組			
埋設標識テープ	150幅	5	m			
堀方埋戻し						
根切り(機械)	バックホウ 0.13m3 排出ガス対策型 油圧式クローラ型	5	m3			
埋戻し	機 械 バックホウ 0.13m3 排出ガス対策型 油圧式クローラ型	4	m3			
山砂		1	m3			
残土処分	運搬費共	1	m3			
アスファルト舗装撤去 仮復旧						
アスファルト舗装	A-5-20 再生密粒 再生クラッシュラン 特に狭い場所 人力	4.5	m ²			
カッター入れ	アスファルト面	9	m			
アスファルト舗装撤去		0.2	m3			
アスファルト舗装 仮復旧撤去本復旧						
アスファルト舗装	A-5-20 再生密粒 再生クラッシュラン 特に狭い場所 人力	4.5	m ²			
アスファルト舗装撤去		0.2	m3			
区画線復旧						
区画線設置	溶融式 15cm 実線(白線)	1	m			

機械設備		給水設備		屋外給水設備		
名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
給水管引込工事	水道本管～量水器 サドル分水栓、伸縮止水栓、量水器側 AS舗装撤去復旧共	1	式			別紙 00-0008
計						
発生材運搬費	積込共 排水設備分含む	1	式			別紙 00-0009
発生材積込み	コンクリート類 人力	0.1	m3			
発生材積込み	アスファルト類 人力	0.9	m3			
発生材運搬	コンクリート類	0.1	m3			
発生材運搬	アスファルト類	0.9	m3			
計						
発生材処分	排水設備分含む	1	式			別紙 00-0010
発生材処分	コンクリート類	0.1	m3			
発生材処分	アスファルト類	0.9	m3			
計						

機械設備		給水設備		屋内給水設備		
名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
保温工事		1	式			別紙 00-0011
給水管 保温	ｸﾞﾗｽｳｰﾙ 天井内,ﾊﾞｲﾌﾟｼｬﾌﾄ内 アルﾐｶﾞﾗｽｸﾛｽ 20A	20	m			
給水管 保温	ｸﾞﾗｽｳｰﾙ 天井内,ﾊﾞｲﾌﾟｼｬﾌﾄ内 アルﾐｶﾞﾗｽｸﾛｽ 25A	1	m			
給水管 保温	ｸﾞﾗｽｳｰﾙ 天井内,ﾊﾞｲﾌﾟｼｬﾌﾄ内 アルﾐｶﾞﾗｽｸﾛｽ 32A	12	m			
計						
掘方埋戻し		1	式			別紙 00-0012
根切り(機械)	ﾊﾞｯｸﾎﾂ 0.13m3 排出ｶﾞｽ対策型 油圧式ｸﾛｰﾗ型	4.4	m3			
山砂		3	m3			
埋戻し	機 械 ﾊﾞｯｸﾎﾂ 0.13m3 排出ｶﾞｽ対策型 油圧式ｸﾛｰﾗ型	1.4	m3			
残土処分	運搬費共	3	m3			
計						
スリーブ工事費		1	式			別紙 00-0013
屋内給水管		7	%			
計						

機械設備		排水設備		屋外排水設備		
名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
下水道分岐工事	公共樹～下水道本管 公共樹、AS舗装撤去復旧共	1	式			別紙 00-0015
排水・硬質ポリ塩化ビニル管 (VP) 改修	地中配管 100A	4	m			
12. 公共下水樹	100-200-90L 1165H 塩ビ蓋	1	組			
既設配管接続費	100A	1	か所			
根切り(機械)	バックホウ 0.13m ³ 排出ガス対策型 油圧式クローラ型	5	m ³			
埋戻し	機 械 バックホウ 0.13m ³ 排出ガス対策型 油圧式クローラ型	4	m ³			
山砂		1	m ³			
残土処分	運搬費共	1	m ³			
アスファルト舗装撤去 仮復旧						
アスファルト舗装	A-5-20 再生密粒 再生クラッシュラン 特に狭い場所 人力	3.3	m ²			
カッター入れ	アスファルト面	7.6	m			
アスファルト舗装撤去		0.2	m ³			
アスファルト舗装 仮復旧撤去本復旧						
アスファルト舗装	A-5-20 再生密粒 再生クラッシュラン 特に狭い場所 人力	3.3	m ²			
アスファルト舗装撤去		0.2	m ³			
山留工事	たて込み簡易土留め工法	1	式			
計						

機械設備		給湯設備				
名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
保温工事		1	式			別紙 00-0018
給湯管 保温	ガラスウール 天井内,ハーフシャフト内 アルミガラスクロス 20A	35	m			
給湯管 保温	ガラスウール 屋外露出,浴室 ステンレス鋼板 20A	2	m			
計						
掘方埋戻し		1	式			別紙 00-0019
根切り(機械)	バックホウ 0.13m3 排出ガス対策型 油圧式クローラ型	6	m3			
山砂		3	m3			
埋戻し	機 械 バックホウ 0.13m3 排出ガス対策型 油圧式クローラ型	3	m3			
残土処分	運搬費共	3	m3			
計						
スリープ工事費		1	式			別紙 00-0020
給湯管		7	%			
計						

機械設備						
ガス設備			液化石油ガス設備			
名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
塗装工事		1	式			別紙 00-0021
配管用 炭素鋼鋼管(白管) 塗装	露 出 20A	2	m			
計						
掘方埋戻し		1	式			別紙 00-0022
根切り(機械)	バックホウ 0.13m3 排出ガス対策型 油圧式クローラ型	2	m3			
山砂		1	m3			
埋戻し	機 械 バックホウ 0.13m3 排出ガス対策型 油圧式クローラ型	1	m3			
残土処分	運搬費共	1	m3			
計						
スリープ工事費		1	式			別紙 00-0023
ガス管		7	%			
計						

特 記 仕 様 書

【積算基準適用に関する事項】

本事項は、入札参加者の適切な見積に資するため、発注者が用いた積算資料を参考として提示するものです。

- ・公共建築工事積算基準（平成28年12月20日 国営積第18号）
- ・公共建築工事共通費積算基準（令和7年3月19日 国営積第4号）
- ・共通仮設費率及び現場管理費率の算定に用いるT（工期）は、8か月とする。

【週休2日モデル工事に関する事項】

本工事は、週休2日モデル工事（発注者指定型）試行案件であり、週休2日モデル工事に係る経費の補正をしている。

実施にあたっては、「月2回土日完全週休2日制工事（発注者指定型）」特記仕様書に基づき行うものとする。

（津市HP「調達契約課からのお知らせ（工事・コンサル）、週休2日モデル工事の試行について」を参照）

【部分下請負通知書に関する事項】

受注者は、工事の一部分について下請負させる場合は、部分下請負通知書を監督員に速やかに提出すること。なお、下請負業者（再下請負業者を含む）との契約書等の写し、下請負業者（再下請負業者を含む）の建設業の許可の写しを添付すること。

【現場の管理に関する事項】

受注者は、監理技術者、主任技術者（下請負を含む）及び元請負の専門技術者（専任している場合のみ）に、工事現場内において、氏名、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札を着用させること。

なお、作業者についても受注者名が分かるよう配慮すること。

（名札の例は、「三重県公共工事共通仕様書（令和6年7月制定）第1編 共通編」を参照）

【安全対策に関する事項】

受注者は、工事中の適切な安全確保の措置等の一切の手段について、自らの責任において定め、工事を実施すること。

工事期間中の運搬車両及び重機等による騒音振動等については、周辺地域に及ぼす影響を最小限に食い止めると共に安全対策を講じること。また、施工に伴う公衆災害及び労働災害の防止に努めること。

なお、大型車両が出入りするとき、または、工事関係車両の出入りが頻繁になるときは、出入口等に誘導員を配置して事故防止に努めること。

【分離発注での安全対策追記】

本工事は他の工事と重複することから、安全対策や工程などの調整を図ることを目的とする安全対策協議会などを設置し、また設置されている場合は、これに積極的に参加し、安全対策をはじめ施工時期の調整など密接な調整を図り、各工事と協調をもって施工すること。

【墜落制止用器具着用に関する事項】

本工事は、墜落制止用器具着用を要件とし、安全対策に努めること。

【前払い金に関する事項】

請負代金の額が130万円以上の契約において、受注者が公共工事の前払金保証事業に関する法律に規定する保証事業会社の保証を明示した場合で、市が必要と認めたときは、請負代金額の10分の4以内で、かつ当該支出予算の範囲内で前払いをするものとする。

【三重県産業廃棄物税に関する事項】

本工事には産業廃棄物税相当分が計上されていないため、受注者が課税対象となった場合には完成年度の翌年度の4月1日から8月31日までの間に別に定める様式に産業廃棄物税納税証明書等を添付して当該工事の発注者に対して支払い請求を行うこと。

なお、この期間を越えて請求することはできない。また、設計数量を越えて請求することはできない。

【工事实績情報の登録に関する事項】

受注者は、受注時又は変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事实績情報システム（コリンズ）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事实績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督員の確認を受けたうえ、受注時は契約後土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は工事完成後土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請をしなければならない。

また、（一財）日本建設情報総合センター発行の「登録内容確認書」が届いた場合は、その写しを直ちに監督員に提出しなければならない。なお、変更時と完成時の間が土曜日、日曜日、祝日等を除き10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

【分離発注に関する事項】

本工事に係る建築工事は分離発注となるため、各工事の受注者は相互に協力し工事全体の円滑な運営をはかること。

【火災保険等に関する事項】

津市工事請負契約約款第58条に定める火災保険等を次の条件により付し、その証書又はこれに代わるものを遅滞なく発注者に提示すること。

- | | | | |
|---|------|----------|-------------|
| 1 | 保険期間 | 開始日 | 工事着手日 |
| | | 終了日 | 工期に15日を加えた日 |
| 2 | 保険金額 | 請負代金額相当額 | |

【法定外の労災保険の付保】

受注者は、本工事に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約（法定外の労災保険）に付さなければならない。また、津市工事請負契約約款第58条第3項の定めにより、その証書又はこれに代わるものを遅滞なく発注者に提示すること。

【現場パトロールに関する事項】

当工事は、公共工事の品質確保の促進を図るものとして、検査課において施工状況の確認等の現場パトロールを行うことがある。

【施工体制台帳】

受注者は、工事を施工するために下請負契約を締結した場合には、下請負金額に関わらず施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督員に提出すること。

【社会保険等未加入対策】

適用除外でないにも関わらず社会保険等に未加入である建設業者を下請負人としてはならない。受注者は、施工体制台帳・再下請負通知書・作業員名簿により下請業者が社会保険等に参加しているかどうかを確認すること。また、発注者が加入状況を証明する書類の提出又は提示を求めた場合、速やかに対応すること。

【法定福利費の負担】

法定福利費は事業主が負担しなければならない社会保険料であり、元請負人及び下請負人は見積時に法定福利費を必要経費として適正に確保する必要があります。元請負人は標準見積書の活用等による法定福利費相当額を内訳明示した見積書の提出を下請負人に働きかけること。また、二次下請以降についても同様に標準見積書の活用に努めること。

【完成報告書】

工事完成報告書の提出部数は2部とする。

【鋼材及び建築設備等の調達に関する事項】

受注者の責めに帰すことができない社会情勢等による影響を起因とした事情により、最大限の努力をもってしても、鋼材（高力ボルト等の二次製品を含む。）及び建築設備等の調達に期間を要する場合は、受注者からの申出により工期延長の協議の対象とする。

【設計変更に関する事項】

設計変更を行う際には、津市設計変更ガイドライン（平成31年3月）を参考とする。

（津市HP「仕事・産業－入札・契約－工事・建設コンサルタント関係－調達契約課からのお知らせ（工事・コンサル）」を参照）

【建設発生土に関する事項】

処分地未定につき相互協議すること。（暫定運搬距離4km）

受注者は、建設発生土を民有地へ処分する場合は土地所有者から「建設発生土受入承諾書」を得たうえで監督員に報告すること。なお、建設発生土を搬出する場合は「建設発生土搬出伝票」を発行し、搬出先、搬出土量等を把握すること。

特記仕様書

特記事項	条件等及び内容
暴力団等の不当介入の排除等	本市が締結する契約等からの暴力団、暴力団関係者、暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）の不当介入を排除し、契約等の適正な履行を確保することに関し、必要な事項を定める。 なお、下記の内容における用語は、津市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成27年津市訓第76号）において使用する用語の例による。 1 受注者等の義務 (1) 本市の契約等の相手方及び下請負人等（以下「受注者等」という。）は、暴力団等と認められる下請負人等を使用してはならない。 (2) 受注者等は、暴力団等と認められる資材販売業者から資材等を購入してはならない。 (3) 受注者等は、暴力団等と認められる廃棄物処理業者が有する廃棄物処理施設及び廃棄物処理業者等を使用してはならない。 (4) 受注者は、本市と締結した契約等の履行に当たり、受注者等が暴力団等による不当介入を受けたときは、断固としてこれを拒否し、直ちに本市に文書にて報告するとともに所轄の警察署に通報し捜査上必要な協力をするものとする。この場合において、捜査上必要な協力を行ったとき、受注者は速やかに本市に文書にてその内容を報告しなければならない。 なお、受注者等が不当介入を受けたことを理由に契約期間の延長等の措置が必要となったとき、受注者は本市に契約期間の延長等を求めることができる。 2 入札参加資格者等及び受注者等に対する措置 入札参加資格者等又はその役員等が暴力団等と認められるとき、暴力団等と密接な関係を有していると認められるときなどは、当該入札参加資格者等に対し、津市建設工事等指名停止基準（平成21年4月8日施行）に基づく指名停止措置を講じるものとする。 また、上記1の義務に違反した受注者等に対しても、同様に指名停止措置を講じるものとする。 3 契約等の解除 上記の暴力団等と認められるときなどにより指名停止措置が講じられた入札参加資格者等との契約等については、これを解除することができる。
配慮依頼事項	本契約を履行するにあたって、下記のことについて御配慮願います。 なお、本事項は、受注者の自由な協力をお願いするものであり、受注者が下記の内容に応じなかった場合に、受注者に対して、不利益を課すものではありません。 1 下請契約又は再委託（一次下請以降のすべての下請負人又は再委託者を含む。）が認められた契約にあつては、下請契約又は再委託等において市内本店事業者を活用すること。 2 資材、原材料等の調達が必要となる場合は、市内本店事業者から調達すること及び地元製品、地元生産品を使用すること。 3 建設機械、機器等の借入れが必要となる場合は、市内本店事業者から借入れすること。 4 業務従事者等の使用人等が必要となる場合は、使用人等に市民を活用すること。
津市公契約条例	本市が締結する公契約において、労働者の労働環境の確保、優良な事業者の育成及び地域経済の健全な発展を図ることに関し、必要な事項を定める。 なお、下記の内容における用語は、津市公契約条例（津市条例第22号）（以下「条例」という。）において使用する用語の例による。 1 受注者等の責務 (1) 関係法令及び条例の規定を遵守しなければならない。 (2) 受注者等は、労働者の適正な労働環境の確保に努めなければならない。 (3) 受注者等は、労働者と対等な労使関係を構築するとともに、下請契約等を締結しようとするときは、下請契約等の相手方と対等な立場における合意に基づいた適正な契約を行わなければならない。 (4) 受注者等は、下請契約等の相手方を選定するとき、又は資材等を調達するときは、地域経済の発展に配慮し、本市の区域内に主たる事務所を有する事業者又は本市の区域内で生産された資材等を活用するよう努めなければならない。 (5) 受注者等は、公契約に携わる者として、社会的な責任を自覚し、公契約を適正に履行しなければならない。 (6) 受注者等は、条例第7条第1項の規定に基づき市長又は上下水道事業管理者（以下「市長等」という。）が行う報告の求め及び立入検査その他本市が実施する公契約に関する施策に協力しなければならない。 2 公契約の解除等 市長等は、受注者等が次の各号のいずれかに該当するときは、当該公契約の解除、受注者等の指名停止等必要な措置を採ることができる。

特記仕様書

特記事項	条件等及び内容
津市公契約条例	(1) 条例第7条第1項の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して応答せず、若しくは虚偽の回答をしたとき。 (2) 条例第8条第1項の規定による命令に従わないとき。 (3) 条例第8条第2項の規定による報告を怠り、又は虚偽の報告をしたとき。 (4) (1)から(3)に掲げるもののほか、条例の規定に違反したとき。 (5) 特定公契約にあっては、「労働環境の確保に係る誓約事項」に違反したとき。
労働環境の確保に係る誓約事項	津市公契約条例（以下「条例」という。）第6条の規定により、下記事項について了承し、遵守することを誓約します。 また、誓約内容に違反があった場合等における関係機関への通報、指名停止、契約解除及び違約金徴収について異議はありません。 1 津市公契約条例施行規則第8条に掲げる関係法令（次項において単に「関係法令」という。）を遵守すること。 2 関係法令に違反し、関係機関からは是正勧告等があった場合は、津市長又は津市上下水道事業管理者（以下「市長等」という。）へ報告すること。 3 条例第7条第1項の規定による報告の求め及び立入検査に対し、誠実に対応すること。 4 労働者が条例第9条第1項の規定による申出をしたことを理由に、当該労働者に対し、解雇その他の不利益な取扱いをしないこと。 5 労働者に対し、条例の内容について周知を行うこと。 6 労働者の賃金水準の引上げに関する措置が講じられる場合は、下請契約等の請負契約金額の見直し、労働者の賃金の引上げ等について適切に対応すること。 7 市長等が行う施策に協力すること。

津市工事請負の地元調整に関する特記仕様書

1 趣旨

津市工事請負に係る地元調整については、三重県公共工事共通仕様書（以下「共仕」という。）の「受注者は、工事の施工にあたり、地域住民との間に紛争が生じないように努めなければならない」及び特記仕様書の「受注者は、工事中の適切な安全確保の措置等の一切の手段について、自らの責任において定め、工事を実施すること」と記載されている。

しかしながら、地元代表者に着工同意権があるように誤った解釈がされ、工事实施に支障をきたす事例が発生した。

このことから、本特記仕様書において、工事説明の進め方や不当要求行為等への対応について、必要な事項を定めるものである。

2 発注者及び受注者の責務

- (1) 工事発注に係る工事の必要性、設計図書における工事目的物の仕様及び施工条件などに係る地元調整に関することは、発注者の責務とする。
- (2) 上記(1)以外の工事目的物を完成するための施工に関する必要な地元調整は、受注者の責務とする。

3 定義

- (1) 「地元代表者等」とは、連合自治会長、自治会長等地域をとりまとめる者をいう。また、水利組合、漁業協同組合等など利害関係者の代表者を含むものとする。
- (2) 「不当要求行為等」とは、
 - ア 正当な理由なく面会を強要する行為又は拒否する行為
 - イ 暴力行為、脅迫行為
 - ウ 正当な権利行使を装い、又は社会常識を逸脱した手段により金銭又は権利を不当に要求する行為
 - エ 粗野又は乱暴な言動により他人に不安又は嫌悪の情を抱かせる行為
 - オ 下請負人等に特定の者を採用するよう要求する行為
 - カ アからオまでに掲げるもののほか、工事に支障を生じさせる等一切の行為
- (3) 「下請負人等」とは、工事に係る下請負人、資材業者、運搬業者、測量業者及び設備・物品納入業者等をいう。

4 工事説明の進め方

- (1) 発注者は、発注前に地元代表者等と工事の目的、内容・効果、工事实施の条件等について協議を整え発注し、受注者決定後、工事名、工事場所、工期及び受注者について地元代表者等に依頼して、施工近隣住民に周知を行う。
- (2) 受注者は、受注後速やかに施工計画書を作成することとし、発注者による周知を行った後、工事開始時期、工事实施期間、交通規制方法など工事施工に関する内容を、地元代表者等に説明すること。その上で工事施工に関する以外工事の目的、内容・効果等受注者のみで対応できない説明を求められた場合には、発注者が同行のもと説明を行うものとする。
- (3) 受注者は、地元代表者等への説明後、共仕の「工事中の安全確保（工事説明書）」に基づき、必要に応じて、工事内容、工事实施期間、交通規制方法及び受注者連絡先を記した工事への協力を求めるための文書を作成し、配布するなど工事現場の説明性の向上を図るものとする。
- (4) 受注者の説明に対し、地元代表者等の協力を得ることができない場合は、工事名、工事場所、工期及び受注者について施工近隣住民等へ各戸配布により周知し、協力を求めるなど受注者及び発注者で協議し、工事を進めるものとする。
- (5) 工事着手後、施工方法等に変更が生じた場合は、必要に応じ、受注者は地元代表者等に説明すること。また、工事の施工に関する苦情や要望は、受注者が対応にあたるものとする。ただし、受注者の責務を果たしたうえで受注者のみで解決が困難な場合は、発注者も同行し、対応に当たるものとする。

- (6) 受注者は、地元調整を行った場合は工事実施に向けて調整及び協議した経緯を記録した書面、配布した文書等を工事打合せ簿に添えて監督員に提出すること。

5 不当要求行為等

- (1) 受注者は、不当要求行為等を受けた場合は、速やかに発注担当部(局)の部次長等（津市事務分掌規則（平成18年1月1日規則第6号）第4条第1項第2号に規定する部次長、同条第2号の2項に規定する局次長、同条第2項に規定する所長及び同条第5項第2号に規定する担当参事をいう。）に報告するとともに、所轄の警察署及び暴力追放三重県民センターに通報を行うものとする。また、下請負人等が不当要求行為等を受けた場合は、その事実を受注者から発注担当部(局)の部次長等へ報告するとともに、下請負人等に所轄の警察署及び暴力追放三重県民センターへ通報をさせるものとする。
- (2) 受注者による地元調整において、発注者が同行した際に、不当要求行為等を受けた場合は、受注者、発注者双方が所轄の警察署及び暴力追放三重県民センターに通報を行うものとする。
- (3) 受注者及び下請負人等は、不当要求等を受けた事実を記録しておかなければならない。

「月2回土日完全週休2日制工事（発注者指定型）」特記仕様書

1 月2回土日完全週休2日制工事（以下「週休2日」という。）とは、工事開始日から工事完成報告書の提出日までを対象期間※1として、現場閉所日※2を原則、すべての日曜日と「第2、4週」、「第1、3週」などあらかじめ決めた月2回の土曜日（以下、「指定土日」という。）に行うものをいう。

※1 対象期間の考え方について、以下の期間は対象期間から除く

- ・準備期間
- ・後片付け期間
- ・夏季休暇（3日間）
- ・年末年始休暇（6日間）
- ・工場製作のみの期間
- ・工事事務等による不稼働期間
- ・天災（豪雨、出水、土石流、地震等）に対する突発的な対応期間
- ・その他、受注者の責によらず休工・現場作業を余儀なくされる期間

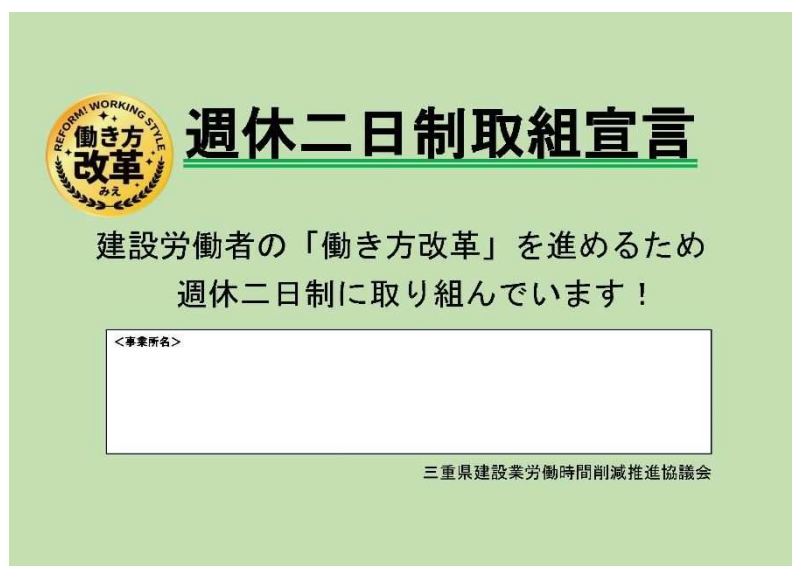
※2 巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

ただし、緊急対応など、やむを得ない理由がある場合には、発注者との協議により指定土日を別の日への振替可能とする。

なお、分離発注工事の場合は、各発注工事単位で現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業が無い状態（現場休息）をもって、現場閉所の判断を行うものとする。

- 2 通期の週休2日とは、対象期間全体での現場閉所の達成状況が4週8休以上（現場閉所日数/対象期間日数＝28.5%以上）であることをいう。
- 3 受注者は、契約後10日以内に土曜日を閉所する週を様式1にて監督員へ報告すること。また、あらかじめ決めた土曜日を閉所する週を変更する場合は、事前に監督員に報告すること。
- 4 一つの工事現場において分離発注工事がある場合、受注者は他の受注者の週休2日の取組みに支障が生じないよう各工事間の調整を適切に行うこと。
- 5 受注者は、月1回、工事現場の閉所状況を監督員に報告すること。

- 6 当初積算における週休2日に関する経費は、通期の週休2日の現場閉所を前提とした補正係数（三重県が定める月2回土日完全週休2日制工事（発注者指定型）試行要領に規定する補正係数をいう。）を計上するものとする。
- 7 工事の精算にあたり、通期の週休2日を達成できなかったものについては、補正係数を除き減額変更するものとする。
- 8 算定する現場閉所日数は、土曜日・日曜日にかかわらず現場を閉所した日の累計とし、荒天（降雨・降雪等）により休工した日も現場を閉所した日数に含めるものとする。
- 9 「三重県建設業労働時間削減推進協議会」※³が配付する「週休二日制取組宣言」を工事現場の公衆の見やすいところに掲示するよう努める。
【掲示の例・サイズ】A3横サイズ(297×420mm)



【入手方法】

- ・HPからダウンロードする場合

【三重県ダウンロードページ】

https://www.pref.mie.lg.jp/JIGYOS/HP/m0156500039_00002.htm

【三重労働局ダウンロードページ】

https://jsite.mhlw.go.jp/mieroudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/roudoukijun_keiyaku/densisinnsei_00001.html

- ・直接受け取る場合

【配付先】厚生労働省三重労働局労働基準部監督課

- ・郵送で受け取る場合

厚生労働省三重労働局労働基準部監督課まで連絡（059-226-2106）

- ※3 建設事業の働き方改革関連法による時間外労働の上限規制が令和6年（2024年）4月1日から適用されており、これに向けて、長時間労働削減に関する自主的取組の促進を図ることを目的として、三重県、厚生労働省三重労働局及び三重県建設業協会等で構成する組織。

様式 1

月 2 回土日完全週休 2 日制工事（発注者指定型）

月 2 回土日完全週休 2 日の指定について

月 2 回、土曜日に現場閉所する週を ☐ 「第 1、3 週」
☐ 「第 2、4 週」 とします。
☐ 「第 ____、____ 週」
※いずれかに✓をする。

令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日

工事名 _____

会社名 _____

現場代理人 _____

- ※指定土日を現場閉所し、かつ、通期の週休 2 日の現場閉所が達成出来ない場合は工事成績点の加点無し。
- ※通期の週休 2 日を達成できなかったものについては、補正係数を除き減額変更するものとする。